

2食生第566号

令和3年(2021年)3月31日

関係団体の長様

長野県健康福祉部長

(公印省略)

長野県食品安全・安心条例の一部を改正する条例について(通知)

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)及び食品表示法の一部を改正する法律(平成30年法律第97号)により、食品等に係る自主回収情報の報告制度が創設されたことに伴い、長野県食品安全・安心条例(平成24年条例第76号)における自主回収の報告に係る規定を削除する「長野県食品安全・安心条例の一部を改正する条例(長野県条例第13号)(以下、「改正条例」という。)」が令和3年3月25日に公布されました。

つきましては、改正条例の内容は別添県報及び新旧対照表のとおりですので御了知願います。

食品・生活衛生課 食品衛生係

(課長) 吉田徹也(担当) 飯塚春彦

TEL 026-235-7155(直通)

FAX 026-232-7288

E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp





# 長野県報

3月25日(木)

令和3年  
(2021年)

第190号

## 目次

### 条例

- 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(消防課) ..... 5
- 長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例等の一部を改正する条例(危機管理防災課、人事課、税務課、健康福祉政策課、警務課) ..... 5
- 長野県附属機関条例の一部を改正する条例(市町村課) ..... 5
- 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例(人事課) ..... 6
- 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例(人事課) ..... 6
- 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例(人事課) ..... 6
- 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(県民協働課) ..... 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例(こども・家庭課児童相談・養育支援室、障がい者支援課) ..... 7
- 無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例(地域福祉課) ..... 14
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例(介護支援課) ..... 17
- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(食品・生活衛生課) ..... 29
- 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(食品・生活衛生課、薬事管理課、園芸畜産課家畜防疫対策室、建築住宅課) ..... 30
- 長野県食品安全・安心条例の一部を改正する条例(食品・生活衛生課) ..... 38
- 長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例(環境政策課) ..... 38
- 資金積立基金条例の一部を改正する条例(環境政策課) ..... 40
- 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例(産業技術課) ..... 40
- 長野県都市公園条例の一部を改正する条例(都市・まちづくり課) ..... 40
- 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例(経営推進課) ..... 40
- 高等学校設置条例の一部を改正する条例(高校教育課高校再編推進室) ..... 41

### 規則

- 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(消防課) ..... 42
- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(人事課) ..... 44
- 創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(税務課) ..... 44
- 長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則等の一部を改正する規則(障がい者支援課) ..... 47
- 食品衛生に関する条例施行規則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課) ..... 47
- 動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課) ..... 48
- 長野県食品安全・安心条例に基づく食品等の自主回収の報告に関する規則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課) ..... 48
- 公害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則(水大気環境課) ..... 48
- 長野県水環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(水大気環境課) ..... 49
- 公害紛争処理法に基づく事務に係る手数料の減免等に関する規則の一部を改正する規則(水大気環境課) ..... 49
- 長野県豊かな水資源の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(水大気環境課) ..... 50
- 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(生活排水課) ..... 50
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建設政策課) ..... 50
- 長野県景観規則の一部を改正する規則(都市・まちづくり課) ..... 50
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課) ..... 50
- 長野県収入証紙規則の一部を改正する規則(会計課) ..... 51
- 長野県白馬ジャンプ競技場管理規則の一部を改正する規則(スポーツ課) ..... 51
- 長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通規制課) ..... 51
- 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局) ..... 52

## 告示

令和2年12月14日専決処分した令和2年度補正予算の要領(財政課) .....	53
令和3年1月18日専決処分した令和2年度補正予算の要領(財政課) .....	53
令和3年1月29日専決処分した令和2年度補正予算の要領(財政課) .....	53
令和3年3月1日成立した令和2年度補正予算の要領(財政課) .....	54
令和3年3月16日成立した令和2年度補正予算の要領(財政課) .....	55
令和3年3月16日成立した令和3年度予算の要領(財政課) .....	58
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課) .....	63
商業宣伝放送に係る拡声機の使用基準等に関する指導要綱の一部改正(水大気環境課) .....	63
長野県立自然公園条例に基づく県立公園事業の決定及び図書の縦覧(自然保護課) .....	63
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課) .....	63
基本測量の実施(建設政策課) .....	63
公共測量の実施(建設政策課) .....	63
公共測量の終了(5件)(建設政策課) .....	64
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)(砂防課) .....	64
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課) .....	66
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) .....	66
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) .....	66

## 公告

特定調達契約に係る落札者の決定(情報政策課) .....	66
林業種苗法に基づく生産事業者の登録(森林づくり推進課) .....	67
土地改良区連合役員の就任の届出(農地整備課) .....	67
開発行為に関する工事の完了(3件)(都市・まちづくり課) .....	67
建築基準法に基づく道路の指定(建築住宅課) .....	67
建築基準法に基づく道路の位置の指定(6件)(建築住宅課) .....	68
建築基準法に基づき指定した道路の変更(建築住宅課) .....	69
特定調達契約に係る一般競争入札(会計課) .....	69

## 訓令

学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の嘱託等に関する規程の一部改正(保健厚生課) .....	71
--	----

のは「 8,600円 」と、「 22,000円 」とあるのは「 18,000円 」と、「 15,000円 」とあるのは「 12,000円 」とする。

(施行日前に受けようとする地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定の審査に係る手数料)

- 3 第1項ただし書に規定する改正規定(別表第1の33の項の改正規定に限る。)の施行の日前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)附則第12条第7項の規定により同法による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第6条の2第1項又は第6条の3第1項の認定を受けようとする者は、当該認定に係る申請1件につき、手数料1万1,900円を納めなければならない。

食品・生活衛生課  
 薬事管理課  
 園芸畜産課家畜防疫対策室  
 建築住宅課

長野県食品安全・安心条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第13号

長野県食品安全・安心条例の一部を改正する条例

長野県食品安全・安心条例(平成24年長野県条例第76号)の一部を次のように改正する。

「第3章 自主回収の報告(第20条)

目次中 第4章 雑則(第21条) を「第3章 雑則(第20条)」に改める。

第3章を削る。

第4章中第21条を第20条とし、同章を第3章とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に着手したこの条例による改正前の長野県食品安全・安心条例(以下この項において「旧条例」という。)第20条第1項に規定する自主的な回収については、旧条例第20条の規定は、なおその効力を有する。  
 (知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)
- 3 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。  
 別表の11の2の項中「長野県食品安全・安心条例」を「長野県食品安全・安心条例の一部を改正する条例(令和3年長野県条例第13号)附則第2項の規定によりなお効力を有することとされる同条例による改正前の長野県食品安全・安心条例」に改める。

食品・生活衛生課

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和3年3月25日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第14号

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例(昭和23年長野県条例第76号)の一部を次のように改正する。

5,900円
2,000円以上15,000円以下の範囲内で知事が定める額
5,900円

6,000円
2,000円以上16,000円以下の範囲内で知事が定める額
6,000円



長野県食品安全・安心条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第6条)</p> <p>第2章 基本的施策 (第7条—第19条)</p> <p>(削る。)</p> <p>第3章 雑則 (第20条)</p> <p>附則</p> <p>(削る。)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第6条)</p> <p>第2章 基本的施策 (第7条—第19条)</p> <p>第3章 自主回収の報告 (第20条)</p> <p>第4章 雑則 (第21条)</p> <p>附則</p> <p>第3章 自主回収の報告</p> <p>(自主回収の報告)</p> <p>第20条 県内に事業所、事務所その他事業を行う場所を有する食品関連事業者は、その生産、採取、製造、輸入、加工又は販売をした食品等の自主的な回収に着手した場合であつて、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該食品等の名称、当該食品等を回収する理由その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。</p>
	<p>い。</p> <p>(1) 食品衛生法の規定に違反し、又はそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(2) 食品表示法 (平成25年法律第70号) 第5条の規定 (規則で定められる場合に限る。) に違反し、又はそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として規則で定める場合</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。</p> <p>(1) 自主的な回収に着手した食品等を販売した相手方が特定され、かつ、その相手方に直ちにその旨を連絡することができる場合</p> <p>(2) 自主的な回収に着手した食品等が県民に販売されていないことが明らかなる場合</p> <p>3 知事は、第1項の規定による報告を受けた場合は、速やかに、その内容を公表するものとする。</p> <p>4 知事は、第1項の規定による報告を受けた場合であつて、当該報告に係る回収の措置が人の健康に係る被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でないとき、当該報告をした食品関連事業者に対し、その防止のために必要な措置を講ずるよう指導等を行うものとする。</p> <p>5 第1項の規定による報告をした食品関連事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その終了した期日</p>

改正案	現行
<p>第3章 雑則 (補則) 第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。</p>	<p>その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>第4章 雑則 (補則) 第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。</p>



知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第3項関係）

改正案		現行	
(別表) (第2条関係)	左欄	左欄	右欄
11の2	長野県食品安全・安心条例の一部を改正する条例（令和3年長野県条例第 号）附則第2項の規定によりなお効力を有することとされる同条例による改正前の長野県食品安全・安心条例（平成24年長野県条例第76号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第20条第1項の規定による食品等の回収の報告の受理 (2) 第20条第3項の規定による食品等の回収の報告の内容の公表 (3) 第20条第4項の規定による指導等 (4) 第20条第5項の規定による食品等の回収の終了の報告の受理	11の2	長野県食品安全・安心条例（平成24年長野県条例第76号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第20条第1項の規定による食品等の回収の報告の受理 (2) 第20条第3項の規定による食品等の回収の報告の内容の公表 (3) 第20条第4項の規定による指導等 (4) 第20条第5項の規定による食品等の回収の終了の報告の受理
	長野市及び松本市	長野市及び松本市	長野市及び松本市



関係団体の長様

長野県健康福祉部長  
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について(通知)

このことについて、令和3年3月26日付け生食発0326第4号により、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から、別添のとおり通知がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配慮願います。

なお、今回の改正要旨は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第13条第1項の規定により、次の農薬等について、別添のとおり食品中の残留基準値が設定された。

成分名	用途	備考
オキサゾスルフィル	殺虫剤	農薬
カルタップ、チオシクラム及び ベンスルタップ	殺虫剤	農薬
チルジピロシン	抗生物質	動物用医薬品
フェンヘキサミド	殺菌剤	農薬
プロヒドロジャスモン	植物成長調整剤/忌避剤	農薬
フロメトキン	殺虫剤	農薬

2 適用期日

告示の日から適用される。ただし、別添通知中に記載の残留基準値のうち、基準値を引き下げる品目及び農産物で試験に供する検体が改正されたものについては、告示の日から起算して1年を経過した日から適用される。

3 運用上の注意

別添通知の別紙において、残留基準値の欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

長野県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係  
(課長)吉田 徹也 (担当)小池 允雅  
電 話 026-235-7155(直通)  
F A X 026-232-7288  
E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp





生食発0326第4号  
令和3年3月26日

各  
〔 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 〕 殿

厚生労働省大臣官房  
生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

### 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第106号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

### 記

#### 第1 改正の概要

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき、規格基準告示に規定する農薬オキサゾスルフィル、農薬カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ、動物用医薬品チルジピロシン、農薬フェンヘキサミド、農薬プロヒドロジャスモン並びに農薬フロメトキンについて、食品中の残留基準値を改正又は設定したこと（別紙参照）。

#### 第2 適用期日

##### 1 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

＜告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値＞

農薬等	食品
カルタップ、チオシク ラム及びベンスルタッ プ	小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）、こんにゃくいも、その他のいも類、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）、その他のきく科野菜、たまねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、びわ（果 <sup>こ</sup> 種を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、ネクタリン、あんず（アブリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、キウイー（果皮を含む。）、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、その他のスパイス及びその他のハーブ
フェンヘキサミド	きゅうり（ガーキンを含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）
プロヒドロジヤスモン	みかん及びみかん（外果皮を含む。）
フロメトキン	すいか、すいか（果皮を含む。）、みかん及びみかん（外果皮を含む。）

## 2 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値のうち、「第3 運用上の注意 1」に示す残留の規制対象を変更したものについては、規制対象の変更についても告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

## 第3 運用上の注意

### 1 残留基準値関係

- (1) 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されること。ただし、チルジピロシンは、規格基準告示第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならないこと。
- (2) 今回残留基準値を設定するオキサゾスルフィルとは、オキサゾスルフィルのみとすること。
- (3) 今回残留基準値を設定するカルタップ、チオシクラム及びベンスルタップとは、カルタップ塩酸塩、カルタップをカルタップ塩酸塩に換算したもの、チオシクラムシュウ酸塩をカルタップ塩酸塩に換算したもの、チオシクラムをカルタップ塩酸塩に換算したもの、ベンスルタップをカルタップ塩酸塩に換算したもの、代謝物A【*N,N*-ジメチル-1,2-ジチオラン-4-アミン】をカルタップ塩酸塩に換算したもの及びアルカリ条件下で加水分解、酸化することにより代謝物Aに変換される代謝物をカルタップ塩酸塩に換算したものの和とすること。なお、改正前の残留の規制対象は、カルタップ、ベンスルタップをカルタップ含量に換算したものと及びチオシクラムをカルタップ含量に換算したものの総和であること。
- (4) 今回残留基準値を設定するチルジピロシンとは、チルジピロシンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (5) 今回残留基準値を設定するフェンヘキサミドとは、フェンヘキサミドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (6) 今回残留基準値を設定するプロヒドロジャスモンとは、プロヒドロジャスモンのみとすること。なお、改正前の残留の規制対象は、プロヒドロジャスモン（*cis*体）及びプロヒドロジャスモン（*trans*体）の和であること。
- (7) 今回残留基準値を設定するフロメトキンとは、フロメトキンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

## 2 その他

食品衛生法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬オキサゾスルフィルに係る新規農薬登録並びに農薬カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ、農薬プロヒドロジャスモン並びに農薬フロメトキンに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。



別紙

農薬オキサゾスルフィル（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.01	
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	
牛の脂肪	○ 0.2	
豚の脂肪	○ 0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.2	
牛の肝臓	○ 0.06	
豚の肝臓	○ 0.06	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.06	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分	○ 0.06	
豚の食用部分	○ 0.06	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.06	
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きんの筋肉	0.01	
鶏の脂肪	○ 0.02	
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	
鶏の肝臓	○ 0.05	
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	
鶏の腎臓	○ 0.05	
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	
鶏の食用部分	○ 0.05	
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	
魚介類	○ 0.05	

農薬カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ（殺虫剤）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米（玄米をいう。）	○ 0.3	0.2
小麦	●	0.2
大麦	●	0.2
ライ麦	●	0.2
とうもろこし	● 0.1	0.2
そば	●	0.2
その他の穀類	0.2	0.2
ばれいしょ	0.1	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	0.1	0.1
かんしょ	● 0.05	0.1
やまいも（長いもをいう。）	●	0.1
こんにゃくいも	●	0.1
その他のいも類	●	0.1
てんさい	○ 0.2	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.5	3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	3	3
かぶ類の根	●	3
かぶ類の葉	●	3
西洋わさび	●	3
クレソン	●	3
はくさい	● 2	3
キャベツ	● 0.7	3
芽キャベツ	●	3
ケール	●	3
こまつな	●	3
きょうな	●	3
チンゲンサイ	● 2	3
カリフラワー	●	3
ブロッコリー	● 2	3
その他のあぶらな科野菜	● 1	3
ごぼう	●	3
サルシフィー	●	3
アーティチョーク	●	3
チコリ	●	3
エンダイブ	●	3
しゅんぎく	● 0.8	3
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	● 2	3
その他のきく科野菜	● 0.5	3
たまねぎ	● 0.2	3

農薬カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ねぎ（リーキを含む。）	○ 5	3
にんにく	●	3
にら	● 1	3
アスパラガス	● 0.7	3
わけぎ	● 0.7	3
その他のゆり科野菜	●	3
にんじん	●	3
パースニップ	●	3
パセリ	●	3
セロリ	○ 15	3
みつば	●	3
その他のせり科野菜	●	3
トマト	●	3
ピーマン	●	3
なす	●	3
その他のなす科野菜	●	3
きゅうり（ガーキンを含む。）	●	3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	●	3
しろり	●	3
すいか	●	3
メロン類果実	●	3
まくわうり	●	3
その他のうり科野菜	●	3
ほうれんそう	3	3
たけのこ	●	3
オクラ	●	3
しょうが	● 0.2	3
未成熟えんどう	3	3
未成熟いんげん	● 2	3
えだまめ	●	3
マッシュルーム	●	3
しいたけ	●	3
その他のきのこ類	●	3
その他の野菜	● 1	3
みかん	●	3
なつみかんの果実全体	●	3
レモン	●	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●	3
グレープフルーツ	●	3

農薬カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ライム	●	3
その他のかんきつ類果実	●	3
りんご	●	3
日本なし	●	3
西洋なし	●	3
マルメロ	●	3
びわ		3
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.4	
もも	●	3
ネクタリン	●	3
あんず（アプリコットを含む。）	●	3
すもも（プルーンを含む。）	●	3
うめ	●	3
おうとう（チェリーを含む。）	●	3
いちご	●	3
ラズベリー	●	3
ブラックベリー	●	3
ブルーベリー	●	3
クランベリー	●	3
ハックルベリー	●	3
その他のベリー類果実	●	3
ぶどう	● 2	3
かき	● 0.4	3
バナナ	●	3
キウイ		3
キウイ（果皮を含む。）	6	
パパイヤ	●	3
アボカド	●	3
パイナップル	●	3
グアバ	●	3
マンゴー	●	3
パッションフルーツ	●	3
なつめやし	●	3
その他の果実	●	3
ひまわりの種子	●	3
ごまの種子	●	3
べにばなの種子	●	3
綿実	●	3
なたね	●	3

農薬カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他のオイルシード	●	3
ぎんなん	●	3
くり	● 0.03	3
ペカン	●	3
アーモンド	●	3
くるみ	●	3
その他のナッツ類	●	3
茶	30	30
ホップ	10	10
その他のスパイス	●	3
その他のハーブ	● 1	3

動物用医薬品チルジピロシン（抗生物質）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.4	
豚の筋肉	○ 1	0.6
牛の脂肪	○ 0.2	
豚の脂肪	○ 0.8	0.6
牛の肝臓	○ 2	
豚の肝臓	5	5
牛の腎臓	○ 3	
豚の腎臓	10	10
牛の食用部分	○ 3	
豚の食用部分	10	10

農薬フェンヘキサミド（殺菌剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
小豆類	0.05	0.05
クレソン	30	30
その他のあぶらな科野菜	30	30
チコリ	30	30
エンダイブ	30	30
しゅんぎく	30	30

農薬フェンヘキサミド (続き)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	30	30
その他のきく科野菜	30	30
たまねぎ	0.05	0.05
パセリ	30	30
トマト	2	2
ピーマン	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり (ガーキンを含む。)	● 1	2
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	1	1
その他の野菜	30	30
みかん		0.5
みかん (外果皮を含む。)	5	
なつみかんの果実全体	5	5
レモン	5	5
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5
りんご	2	2
もも		0.7
もも (果皮及び種子を含む。)	10	
ネクタリン	10	10
あんず (アプリコットを含む。)	10	10
すもも (プルーンを含む。)	1	1
うめ	6	6
おうとう (チェリーを含む。)	10	10
いちご	10	10
ラズベリー	15	15
ブラックベリー	15	15
ブルーベリー	5	5
ハuckleベリー	5	5
その他のベリー類果実	15	15
ぶどう	20	20
キウイ (果皮を含む。)	○ 15	
その他の果実	3	3
アーモンド	0.02	0.02
その他のナッツ類	0.02	0.02
ホップ	100	100
その他のスパイス	20	20

農薬フェンヘキサミド (続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のハーブ	30	30
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分	0.05	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	0.01	0.01

農薬プロヒドロジヤスモン (植物成長調整剤/忌避剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
トマト	○ 0.3	
みかん		0.01
みかん (外果皮を含む。)	0.02	
なつみかんの果実全体	0.01	0.01
レモン	0.01	0.01
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.01	0.01
グレープフルーツ	0.01	0.01
ライム	0.01	0.01
その他のかんきつ類果実	0.01	0.01
りんご	0.01	0.01
ぶどう	0.01	0.01
その他のスパイス	0.03	0.03

農薬フロメトキン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	5	5
はくさい	2	2
キャベツ	0.5	0.5
カリフラワー	○ 6	
ブロッコリー	○ 6	
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	1	1
にら	○ 6	
アスパラガス	○ 0.7	
わけぎ	○ 2	
トマト	○ 2	1
ピーマン	2	2
なす	1	1
すいか		0.05
すいか（果皮を含む。）	0.7	
ほうれんそう	2	2
みかん		0.05
みかん（外果皮を含む。）	0.7	
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	1	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1	1
グレープフルーツ	1	1
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実	1	1
いちご	2	2
マンゴー	○ 0.5	
茶	5	5
その他のスパイス	3	3
その他のハーブ	○ 2	



脚注

※○：令和3年3月26日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和4年3月26日適用（基準値を引き下げる品目）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、チルジピロシンは、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

## 参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにやくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちや(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲<sup>せい</sup>哺乳類に属する動物」とは、陸棲<sup>せい</sup>哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

